平成２１年（フ）第２０６０号
福岡市博多区那珂５丁目６番22―801号
債務者　濱崎　純一
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０７３号
福岡県筑紫野市大字筑紫617番地１コンフォート筑紫705号
債務者　田中　　保
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１０６号
福岡市南区大池１丁目21番25―306号
債務者　島居　千春
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１１７号
福岡県糸島郡志摩町大字師吉323番地の20
債務者　田中久仁子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１１９号
福岡市早良区次郎丸４丁目８番33号
債務者　市丸　嘉彦
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１２０号
福岡市早良区次郎丸４丁目８番33号
債務者　市丸佳世子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１４４号
福岡市南区和田１丁目４番１―302号
債務者　春田加津喜
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１４５号
福岡市南区和田１丁目４番１―302号
債務者　春田　常代
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１６５号
福岡市博多区比恵町19番３―402号
債務者　南家　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１７６号
福岡県筑紫野市塔原東２丁目８番１―307号
債務者　猪股　茂美
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１９４号
福岡県大野城市若草１丁目８番６号グランメゾン若草Ａ棟102号
債務者　松本　一広
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２０９号
福岡県太宰府市通古賀５丁目15番８―303号
債務者　菅野　秀子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２１２号
福岡市東区箱崎１丁目25番16号
債務者　梅原　雄三
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２４１号
福岡県筑紫野市上古賀３丁目11番18号
債務者　鈴木　義和
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２５３号
福岡県筑紫郡那珂川町五郎丸２丁目10番地ロイヤルハイツ那珂川101号
債務者　岡田さつき
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２２９３号
福岡市南区警弥郷２丁目２番１―404号
債務者　村井　松子
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３１８号
福岡県春日市白水ヶ丘２丁目１番地サンジュール春日902号
債務者　安部　逸郎
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３３２号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田773番地１フル・ド・リ103号
債務者　斉藤　　道（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部